様式第10号（第８条関係）

|  |
| --- |
| 駐車許可申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日　　　　　警察署長　殿申請者　住所氏名　　　 　　　 　 　 （電話番号 　 ）主たる　住所運転者　 氏名　　　 　　　連絡先 （電話番号 　 ） |
| 駐車しようとする場所 |  |
| 駐車しようとする日時 |  　　　　　　　 時 分から 　　年 月 日 　　　　　　　 時 分まで |
| 駐車する車両 | 種別 | 車両番号 |
|  |  |
| 駐車の方法 |  |
| 駐車を必要とする理由 |  |
| 　第 号駐車許可証　　上記のとおり許可します。ただし、次の条件に従ってください。 |
|  | 条件 |  |  |
|  |
|  年 月 日　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 警　察　署　長 　  |

 　 注：１　申請者が法人等であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記

　　　　　　載すること。

　　　　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

|  |
| --- |
| 【不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ】 |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。２　この処分については、１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。３　１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、１又は２の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |